

令和6年5月23日

学校法人 松翠学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 松翠学園

監事

林章浩



監事

真鍋孔伸



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人松翠学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人松翠学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査を実施するにあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人松翠学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。